

京都市空き家の活用，適正管理等に関する条例施行規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第248号

京都市空き家の活用，適正管理等に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は，京都市空き家の活用，適正管理等に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(管理不全状態)

第2条 条例第13条第1項に規定する別に定める状態は，別表の左欄に掲げる区分に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げる状態のいずれかに該当するものとする。

(軽微な措置)

第3条 条例第18条に規定する別に定める軽微な措置は，次に掲げるものとする。

- (1) 開放されている窓その他の開口部の閉鎖
- (2) 開放されている門扉の閉鎖
- (3) 外壁又は柵，塀その他の敷地を囲む工作物の著しく破損した部分の養生
(簡易なものに限る。)
- (4) 草刈り
- (5) 樹木の枝打ち
- (6) 前各号に掲げるもののほか，これらと同程度の措置で市長が必要と認めるもの

(身分証明書)

第4条 条例第17条第3項（条例第18条において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書の様式は，第1号様式とする。

2 条例第23条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は，第2号様式とする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか，条例の施行に関し必要な事項は，都市

計画局長が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

区	分	状 態	
1	条例第13条第1項第1号に該当する状態	建築物全体	1以上の階が傾斜している。
		屋 根	崩落している。
			屋根ふき材が脱落し、剥離し、又はずれている。
			軒、ひさし又はけらばが腐食し、又は腐朽している。
			軒又はひさしの大部分が垂れ下がっている。
		外壁及び開口部	外壁が崩落している。
			外壁の仕上材料に脱落、剥離、破損、変形等が生じている。
			戸、窓その他の開口部に腐食、腐朽、破損、変形等が生じている。
		建築基準法施行令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分	腐食、腐朽、破損、変形等が生じている。
		室外機、看板その他の建築物に付属する工作物	脱落、剥離、破損、変形等が生じている。
		塀、柵その他の敷地を囲む工作物	傾斜し、又は崩落している。
樹木（低木を除く。）	幹が腐朽し、又は破損している。		
	幹が土地に定着していない。		
2	条例第13条第1項第2号に該当する状態	外壁及び開口部	人が侵入することの可能な大きさの戸、窓その他の開口部が常時開放されている。
			外壁に人が侵入することの可能な大きさの穴、亀裂等が生じている。
		塀、柵その他の敷地を囲む工作物	人が侵入することの可能な大きさの穴、亀裂等が生じている。

3	条例第13条第1項第3号に該当する状態	雑草及び樹木	雑草又はかん木が敷地の全体にわたって繁茂している。
			雑草又はかん木が繁茂することにより敷地の境界を越えている。
			樹木(かん木を除く。)が繁茂し、倒伏し、又は傾斜することにより敷地の境界を越えている。
4	条例第13条第1項第4号に該当する状態	屋根、外壁その他の建築物の外観を構成する部分のうち、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地又は隣地(以下「公共用空地等」という。)から視認することができる部分	汚損、腐食、腐朽、剥離又は破損が生じている。
		一時的に設置する足場、養生のための資材その他の建築物を覆う仮設の資材のうち、公共用空地等から視認することができる部分	汚損、腐食、腐朽又は破損が生じている。
			当該資材を通常必要とする期間を超えて設置されている。

備考1 「低木」とは、高さがおおむね2メートル以下である樹木をいう。

2 「かん木」とは、高さがおおむね50センチメートル以下である樹木をいう。

第1号様式(第4条関係)

所 職 氏	属 名 名	身 分 証 明 書		第 号
				写真
年 月 日生				
上記の者は、京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例第17条第1項の規定により緊急安全措置を行い、又は同条例第18条の規定により軽微な措置を行う職員であることを証明します。				
年 月 日				
京都市長				印

第2号様式(第4条関係)

所 職 氏	属 名 名	身 分 証 明 書		第 号
				写真
年 月 日生				
上記の者は、京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例第23条第1項の規定により立入調査又は質問を行う職員であることを証明します。				
年 月 日				
京都市長				印

(都市計画局都市企画部都市づくり推進課)